

No. _____

(申請日) 年 月 日

大阪水上バス株式会社 御中

(FAX : 06-6809-3300)

撮影依頼書 兼 誓約書

下記内容の撮影を依頼します。なお、撮影あたっては、別紙の要領を遵守することを誓約いたします。

会社 団体	名称	印		
	住所	〒 _____		
申請者	氏名			
	所属・役職			
	TEL		携帯	
	FAX		Eメール	
撮影目的	作品名	『 _____ 』 【種類】 映画・TV・CM・PV・スチール撮影・その他 ()		
	掲載 オンエア	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
撮影希望船	アクアライナー・サンタマリアひまわり・アクア Cielo・アクア mini			
撮影希望日時 (搬入～撤去まで)	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 所要予定時間 約 時間 分			
雨天時の撮影	雨天決行・雨天中止・荒天中止・その他 ()			
撮影内容	添付する企画書の内容をもって記載に代える。			
主な撮影機材				
スタッフ人数等	人数：スタッフ _____ 名、 出演者 _____ 名 会社名： 責任者： 連絡先：TEL 携 帯 FAX			

※本依頼書の提出にあたり、作品の概要を記した企画書を添付してください。

※放送後または出版後、速やかに作品 1 部を資料として提出してください。

担当印

大阪水上バスでの撮影許可に関する順守事項

大阪水上バスの船舶、及び乗り場周辺等で撮影を行う場合は、以下の事項を遵守すること。

- 1 事前に撮影日時、撮影場所、警備体制、撮影の趣旨目的、技術的注意事項について、大阪水上バス企画宣伝部と協議すること
- 2 撮影日の1週間前までに、撮影依頼書をFAXにて提出すること。但し、撮影内容により関係者との調整に時間を有する場合は、撮影依頼書の締切日を早める場合があります。
- 3 撮影の際は、大阪水上バス企画宣伝部、または大阪水上バスの従業員の指示に従って、撮影を行うこと。指示に従っていただけない場合は、即刻撮影を中止します。
- 4 撮影時の安全対策や立ち入り禁止措置等の警備業務は、撮影者が行うこと。
- 5 フラッシュ撮影を行う場合は、事前に申し出て、大阪水上バス企画宣伝部の承認を得ること。許可のない撮影は認めません。
- 6 船内、乗り場、及びチケット売り場の電源を使用する場合は、事前に申し出て、大阪水上バス企画宣伝部の許可を得ること。許可のない電源使用は認めません。
- 7 駐車場の確保は撮影者で行うこと。当社では一切手配いたしません。
- 8 撮影により発生したゴミ等の不要物は、必ず持ち帰ること。
- 9 他のお客様のプライバシーに十分配慮し、撮影を行うこと。万が一、お客さま映る場合は、撮影者自ら当人に撮影許可を得たうえで、撮影を行うこと。
- 10 撮影に係る費用、及び支払い方法については、事前に大阪水上バス企画宣伝部と協議の上、取り決めた金額、方法にて撮影終了後速やかに支払うこと。
- 11 撮影時間は原則として、10:00～17:00とする。時間外での撮影を希望する場合は、事前に大阪水上バス企画宣伝部と協議すること。
- 12 撮影許可については、次の基準により判断するものとする。
 - 12.1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業を行うもの
 - 12.2 民事再生法または会社更生法による再生又は校正手続き中のもの
 - 12.3 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの
- 13 撮影内容は、次の1から14のいずれにも該当しないこと。
 - 13.1 消費者金融・高利貸しに係るもの
 - 13.2 たばこに係るもの
 - 13.3 賭博に係るもの
 - 13.4 法律に定める医療類似行為に係るもの

- 13.5 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、必要な許可等を受けていない商品、粗悪品、その他広告することが不相当と認められる商品又はサービス提供に関するもの
 - 13.6 他の者を誹謗し、中傷し又は排除するもの又はそのおそれがあるもの
 - 13.7 不当な差別等人権侵害またはそのおそれのあるもの
 - 13.8 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - 13.9 宗教団体による普及推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - 13.10 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - 13.11 性的感情を著しく刺激するもの
 - 13.12 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
 - 13.13 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
 - 13.14 その他、社会通念に照らし、公序良俗に反すると認められるもの
- 14 次の目的で行われる撮影に関しては、この順守事項を適用しない。
- 14.1 大阪水上バスが直接実施するもの
 - 14.2 報道機関の取材活動にあたるもの

【取材・撮影に関するお問い合わせ先】

大阪水上バス株式会社 事業部 企画宣伝担当

FAX : 06-6809-3300

※お急ぎの場合は、大阪水上バスインフォメーションセンター（06-6942-5511）までお問い合わせください。